

令和5年2月13日
施設関係各部

令和5年2月14日以降の西東京市公共施設の対応について（方針）

東京都の「感染拡大防止の取組（令和5年1月27日東京都決定）」及び都内の感染動向を踏まえ、市内公共施設の対応を下記のとおりとする。

記

1 利用の制限等を行う施設

- (1) 入浴施設 終日利用不可
- (2) 障害者総合支援センター「フレンドリー」
 - ・利用できない施設等
 - ア 多目的室（土・日曜日のみ貸出し）
 - イ 交流スペース、作品展示スペース
- (3) いこいの森公園（無料バーベキュー場）
利用人数制限ありで再開（令和5年3月1日から）

2 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、施設管理者及び施設利用者は、施設利用者自身の体調管理や施設利用前後における消毒作業等に関し、徹底を図ること。
- (2) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。
- (3) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (4) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。